

被処分者の氏名又は法人名称	芳谷 大介
登録番号又は法人番号	99097801
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所所在地	神奈川県藤沢市鵠沼海岸7丁目2番2号 ノアハウス3 201号室
処分年月日	令和2年3月28日
処分内容（種類）	令和2年3月29日から同年5月28日まで2月間の行政書士業務の停止
上記処分をした理由	<p>芳谷行政書士は、労働者派遣事業等を営む株式会社の実質的経営者が行政書士ではないことを知りながら、その者と共謀の上、その者が業として、平成30年5月11日頃から同年9月5日までの間外国人2名から依頼及び報酬を受けて記入した東京入国管理局に提出する在留期間更新許可申請書を、確認、修正及び補記して同申請書を完成させ、もって同申請書作成業務を行い、報酬としてその者から4万円を受領した。</p> <p>このことは、行政書士法（以下「法」という。）法第19条第1項に違反するとともに、法第14条に規定する「行政書士たるにふさわしくない重大な非行」に該当するものであり、法第14条第2号の懲戒処分事由に該当する。</p>